

答弁書第四三号

内閣参質一七〇第四三号

平成二十年十月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の品質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の品質に関する質問に対する答弁書
一について

海外の使用済燃料再処理事業者（以下「再処理事業者」という。）から我が国の電気事業者に返還され、我が国において地層処分が予定されている放射性廃棄物についても、政府としては、可能な限り国民への説明責任を果たしていきたいと考えている。

二について

イギリス及びフランスの再処理事業者と我が国の電気事業者との間の使用済燃料の再処理役務契約（以下「契約」という。）においては、当該再処理事業者が製造するガラス固化体に係る品質要求事項として、ガラス固化体の製造時における溶融炉の温度等の運転条件が設定されているものと承知しているが、当該条件に基づき運転が適切に行われることにより、いわゆる低粘性流体の生成は防ぐことができるものと考えている。

三及び四について

イギリス及びフランスの再処理工場においては、契約に基づき、ガラス固化体の製造時における溶融炉

の温度の管理等により、いわゆる低粘性流体の生成の有無が監視されており、その温度等の記録が保存されているものと承知している。なお、イギリス及びフランスの再処理事業者が、テレビモニターにより、いわゆる低粘性流体の生成の有無を監視しているか否かについては承知していない。

五について

イギリス及びフランスの再処理工場から返還されるガラス固化体の製造日等の記録は、ガラス固化体ごとに存在するものと承知している。